

「川越市あき地の環境保全に関する条例（全部改正）（案）の概要について」  
に対する意見公募手続きの結果について

## 1. 意見公募手続きの概要

（１）募集期間 令和６年５月２７日（月）～令和６年６月２６日（水）  
(３０日間)

（２）募集対象

- ① 市内に住所を有する方
- ② 市内の事業所等に勤務する方
- ③ 市内の学校に在学する方
- ④ その他この案に関し、利害関係を有する方

（３）閲覧場所

- ① 川越市役所環境対策課、各市民センター、川越駅西口連絡所
- ② 市ホームページ

（４）意見提出方法

- ① 直接持参
- ② 郵送
- ③ ファクス
- ④ ホームページからの電子申請

## 2. 意見公募手続きの結果

（１）意見提出者 ２名  
（２）意見件数 １１件

## 3. 意見の概要と市の考え方

提出されたご意見に対する本市の考え方は、次のとおりです。

| No. | 対象項目   | 意見の概要                                                                                                                                     | 意見に対する市の考え方                 |
|-----|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1   | 基本理念   | <p>空き地の周辺住民の協力により、管理不全空き地の解決がはかられることを期待する。</p>                                                                                            | <p>ご意見として、確認させていただきました。</p> |
| 2   | 規制の強化  | <p>管理不全の空き地所有者等に改善命令を発し、かつその実効的な解決を求める権限を市が持つことに賛成する。</p> <p>その解決は、可及的速やかに行われなければならない。</p>                                                | <p>ご意見として、確認させていただきました。</p> |
| 3   | その他    | <p>空き地の枯草・枯木等の除去による整備が行われない時は、土地所有者等は、速やかに委託業者を選定し作業させ、その費用は土地所有者等が負担する。</p> <p>枯草・枯木等の除去等が行われない場合は、市が業者を選定して作業を担わせ、その経費は土地所有者等に請求する。</p> | <p>ご意見は、参考とさせていただきます。</p>   |
| 4   | その他    | <p>除草剤の使用は、薬害等を考慮し、周辺住民の同意を得る。</p>                                                                                                        | <p>ご意見は、参考とさせていただきます。</p>   |
| 5   | 全体への意見 | <p>単なる空き地と管理不全空き地の状況や形態の定義の明確化</p>                                                                                                        | <p>ご意見は、参考とさせていただきます。</p>   |

|    |        |                                                                 |                    |
|----|--------|-----------------------------------------------------------------|--------------------|
| 6  | 全体への意見 | 空き地になる理由や事由は様々であることから、相談・支援体制の充実化                               | ご意見は、参考とさせていただきます。 |
| 7  | 全体への意見 | 空き地の管理・利活用を可能とする専門業者の登録制度の創出と情報支援                               | ご意見は、参考とさせていただきます。 |
| 8  | 全体への意見 | 地域・地元自治会等との連携による空き地「見守り巡回員」制度の創出                                | ご意見は、参考とさせていただきます。 |
| 9  | 全体への意見 | 所有者への適切な助言・指導、是正勧告及び是正の届出書の提出、名前の公表等或いは罰則規定を盛り込む                | ご意見は、参考とさせていただきます。 |
| 10 | 全体への意見 | 「是正届書」は、実効性を確保するため、着手・完了届に従前・従後の写真を添付する                         | ご意見は、参考とさせていただきます。 |
| 11 | 全体への意見 | 適切な空き地の管理を促進するため、空き地所有者を対象とした「空き地」管理のガイドラインを作成し、管理の円滑化の検討を願いたい。 | ご意見は、参考とさせていただきます。 |